

## 二次医療圏の設定について

### 1 二次医療圏とは

医療法第 30 条の 4 第 2 項第 14 号に基づき、主として病院の病床（特殊な医療を提供する要因の病床は除く）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域のこと。

### 2 第 7 次地域保健医療計画では

二次医療圏	対象市町
宇摩	四国中央市
新居浜・西条	新居浜市、西条市
今治	今治市、上島町
松山	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜・大洲	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

### 3 設定あたって考慮すべき要件

- ①住民の受療動向における区域としてのまとまり
- ②地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件
- ③基幹となる医療機関の所在（アクセスの時間等）
- ④保健所等の行政機関の管轄区域、学校区等との整合
- ⑤人口規模 20 万人未満の区域については、入院医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合（流入患者割合が 20%未満かつ流出患者割合が 20%以上である場合）、区域の見直しについて検討すること
- ⑥上記の要件に該当するが、検討の結果、区域を変更しない場合は、その理由（地理的条件、当該圏域の面積、地理的アクセス等）を明記すること。
- ⑦地域医療構想における構想区域との整合

#### 〔人口等データ〕

二次医療圏	面積(km <sup>2</sup> )	人口(人)	推計流入患者割合	推計流出患者割合
宇摩	421.24	82,754	9.0%	25.0%
新居浜・西条	744.51	220,729	6.6%	16.1%
今治	449.59	158,181	5.8%	21.5%
松山	1,540.79	637,742	17.2%	2.0%
八幡浜・大洲	1,472.37	131,669	3.2%	25.4%
宇和島	1,047.47	103,766	14.7%	11.4%
県計	5,675.98	1,334,841	11.9%	12.8%

※人口：令和 2 年国勢調査

面積：令和 5 年全国都道府県市区町村別面積調（令和 5 年 1 月 1 日時点（国土地理院））

流出患者割合：令和 2 年患者調査からの特別集計（厚生労働省提供）

### 4 第 8 次地域保健医療計画における二次医療圏（案）

人口及び患者流出割合の要件に該当する区域は宇摩、今治、八幡浜・大洲圏域であるが、次のことを考慮し、第 7 次地域保健医療計画と同様の区域を設定する。

- ・地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件
- ・基幹となる医療機関の所在（アクセスの時間等）
- ・保健所等の行政機関の管轄区域
- ・地域医療構想における構想区域との整合

なお、医療計画作成指針（厚生労働省医政局長通知）において、「5疾病・6事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制を構築するための圏域については、従来の二次医療圏に拘らず、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に合わせて弾力的に設定すること」とされていることから、今後、5疾病・6事業及び在宅医療に係る作業部会等での意見を踏まえてそれぞれ検討する。

〔第7次地域保健医療計画における圏域の設定状況〕

	宇摩	新居浜 ・西条	今治	松山	八幡浜 ・大洲	宇和島
がん	○	○	○	○	○	○
脳卒中	○	○	○	○	○	○
心血管疾患	○	○	○	○	○	○
糖尿病	○	○	○	○	○	○
精神疾患	○					
うち認知症	○	○	○	○	○	○
救急医療	○	○	○	○	○	○
災害・原子力	○					
へき地	○	○	○	○	○	○
周産期	○		○	○		○
小児	○		○	○		○
在宅	○	○	○	○	○	○